

成年後見人等辞任許可／成年後見人等選任の申立てについて

1 概要

- (1) 後見人等は、正当な事由がある場合に限り、裁判所の許可を得て、後見人等を辞任することができます。

正当な事由とは、例えば、後見人等が高齢、病気になったり、遠隔地に転居するなどして、職務を遂行できなくなった場合が考えられます。

後見人等辞任の申立てをする場合は、後任の後見人等を選任する申立てを同時にさせていただくこととなります（複数後見人等の場合、後任の後見人等を選任済みの場合を除く。）。

- (2) 申立権者

- ① 後見人等辞任

後見人等

- ② 後見人等選任

後見人等，本人，その親族等

2 申立てに必要なもの

共通の書類等

申立書（下記(1)の申立てについては、書式集に添付しています。）

申立人及び本人の戸籍謄本

（すでに裁判所に提出している場合は、変更がなければ再度の提出は不要。）

申立人及び本人の住民票

（すでに裁判所に提出している場合は、変更がなければ再度の提出は不要。）

- (1) 辞任・選任の同時申立て

収入印紙 1600円分 及び 1400円分

郵便切手 500円×4枚，100円×5枚，84円×10枚，
20円×10枚，10円×10枚，5円×10枚，
1円×10枚

候補者の住民票

候補者に関する照会書（←候補者に記入してもらってください。）

陳述書（←候補者に記入してもらってください。）

- 辞任許可を求める事情及び選任が必要な事情を記載した書面とそれを示す資料があれば提出する。

(2) 辞任の申立てのみ

- 収入印紙 800円分 及び 1400円分
- 郵便切手 500円×2枚, 100円×5枚, 84円×10枚,
20円×10枚, 10円×10枚, 5円×10枚,
1円×10枚
- 辞任許可を求める事情を記載した書面とそれを示す資料があれば提出する。

(3) 選任の申立てのみ

- 収入印紙 800円分
- 郵便切手 500円×2枚, 100円×5枚, 84円×10枚,
20円×10枚, 10円×10枚, 5円×10枚,
1円×10枚
- 候補者の住民票
- 候補者に関する照会書 (←候補者に記入してもらってください。)
- 陳述書 (←候補者に記入してもらってください。)
- 選任が必要な事情を記載した書面とそれを示す資料があれば提出する。